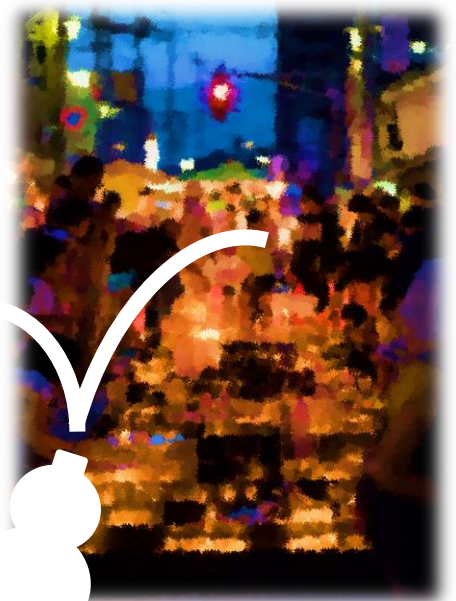


令和3
年度



長浜市のキラリと輝く 産業支援制度



長浜市産業観光部

 長浜市
NAGAHAMA



1) 会社をつくりたい、店をかまえたい！

- 1-1 長浜市創業支援資金融資制度 → p.1
- 1-2 長浜市起業支援事業補助金 → p.2
- 1-3 長浜市創業支援シェアオフィス入居補助金 → p.3
- 1-4 長浜バイオインキュベーションセンター入居者補助金 → p.3

2) 新しい商品をつくりたい、新しい売り先を見つけたい！

- 2-1 ながはまグローバルチャレンジ応援事業補助金 → p.3

3) 工場を拡張したい、生産能力を上げたい！

- 3-1 地域未来投資促進法に基づく設備投資等に対する支援 → p.4
- 3-2 長浜市企業立地助成制度 → p.4、5
- 3-3 長浜市本社機能移転促進助成金 → p.6
- 3-4 長浜市中小企業設備投資等促進事業補助金 → p.6
- 3-5 生産性向上特別措置法に基づく設備投資等に対する支援 → p.7
- 3-6 長浜市小規模企業者小口簡易資金融資制度 → p.7

4) 福利厚生を充実させたい、職場を知ってほしい！

- 4-1 長浜市中小企業退職金共済制度等掛金補助金 → p.7
- 4-2 長浜市事業所内託児所補助金 → p.8

5) 伝統的な街並みの保存・活用や、美しいまち、にぎわいのあるまちづくりがしたい！

- 5-1 長浜市にぎわいの街づくり推進事業補助金 → p.8
- 5-2 長浜市伝統的街並み景観形成事業補助金 → p.9
- 5-3 長浜市美しい観光地づくり推進事業補助金（担当：観光振興課） → p.9

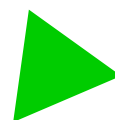
6) 融資を受けたい！

- 1-1 長浜市創業支援資金融資制度〈再掲〉 → p.1
- 3-8 長浜市小規模企業者小口簡易資金融資制度〈再掲〉 → p.7

*担当名の記載がない項目は、「商工振興課」が担当・申請先となります。

*この他、新設の補助金制度については、長浜市のホームページにて随時お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う支援・補助制度も長浜市のホームページにてお知らせいたします。国、滋賀県等の制度にも複数の支援・補助メニューがありますのでご活用ください。



1-1 長浜市創業支援資金融資制度

低保証料率かつ低金利で、長浜市・金融機関・信用保証協会が長浜市内において起業し、市内で事業を開始される方を金融面でサポートします。

<p>融資対象者</p>	<p>以下の要件のいずれかを満たす方が対象となります。</p> <p>① 事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から1か月以内（市の特定創業支援の証明を受けた者は6か月以内）に市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する方</p> <p>② 事業を営んでいなかった個人が市内において事業を開始した日以後3年を経過していない方</p> <p>③ 事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から2か月以内（市の特定創業支援の証明を受けた者は6か月以内）に市内において新たに会社を設立し、市内において事業を開始する具体的な計画を有する方</p> <p>④ 事業を営んでいなかった個人により設立された会社であって、市内において事業を行っており、その設立の日以後3年を経過していない方</p> <p>⑤ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、市内において新たに中小企業者である会社を設立し、新たに設立される会社が市内において事業を開始する具体的な計画を有する方</p> <p>⑥ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、市内において新たに設立された会社であって、市内において事業を行っており、その設立の日以後3年を経過していない方</p>
<p>融資内容</p>	<p>○信用保証料率 優遇保証料率 年0.0% ※ 標準保証料率 年0.5% ※優遇保証料適用は既存残高も含めて1,000万円以下</p> <p>○融資限度額 2,000万円</p> <p>○融資利率 優遇金利 年0.80%（固定）※ 標準金利 年1.00%（固定） ※優遇金利適用は既存残高も含めて1,000万円以下</p> <p>○融資期間 設備資金、運転資金 7年以内（据置1年以内）</p> <p>○担保・保証人 不要・原則として、法人代表者のみ</p> <p>○返済方法 元金均等割賦償還</p>
<p>申請先</p>	<p>市内の滋賀銀行、長浜信用金庫、大垣共立銀行、関西みらい銀行、京都銀行のいずれかの金融機関へお申し込みください（所定の様式あり）</p>

創業・起業を目指す方をサポート！

長浜ビジネスサポートセンター

長浜ビジネスサポートセンターでは、創業・起業を支援するため「ながはま・こほく創業塾」や「専門家によるハンズオン支援」を行っています。創業準備から打ち合わせ、交流、情報発信にはコワーキングスペース「NBFR（ナビフル）」をご利用いただけます（登録料年額500円）。

このほか、創業機運を高めるセミナーや、滋賀県信用保証協会による融資相談会など、創業・起業をサポートする事業を行っています。



長浜ビジネスサポートセンター 長浜市高田町12番34号 さざなみタウン内
電話 0749-53-2770 ホームページはこちら→



1-2 長浜市起業支援事業補助金

起業にかかる設備投資、広告宣伝など必要な経費の一部を助成し、起業を支援します。

補助対象者	<p>申請日から遡って3年以内に、長浜市内に事業拠点を設置し、新たに事業を開始した個人または法人で、次の項目のすべてに該当する場合。</p> <p>※事業承継とみなされるものは対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 起業するにあたり、事業計画が明確であること ② 起業後の事務所・店舗・工場等が長浜市内にあること (併用住宅の場合は、事務所として利用上の独立性を有しているものに限る) ③ 起業する事業が下記備考の「補助対象外とする業種」に該当しないこと ④ 起業後に長浜商工会議所、長浜市商工会（団体）に加入し、加入してから1年未満であること（加入方法については各団体にお問い合わせください。加入までに時間がかかる団体もあります） ⑤ 長浜市特定創業等支援計画に規定する特定創業支援事業の支援を受けたものであること ⑥ 起業する事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること ⑦ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
--------------	--

補助金額	○補助額 上限8万円
-------------	------------

補助対象経費	創業費用	設立登記費用、代表者印作成費用、経済団体加入金、年会費等
	設備投資費用	設備費、機械器具費、構築物費（不動産取得費を除く）等
	広告宣伝費用	新聞広告費、ホームページ作成費、ポスター・チラシ作成費等

備考	<p>「補助対象外とする業種」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業を除く。） 2 漁業（大分類Bに含まれるもの） 3 無店舗小売業（中分類61に含まれるもの） 4 金融業、保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒体代理業及び保険サービス業を除く。） 5 医療、福祉（大分類P）の医療のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）及び歯科診療所（小分類833） 6 医療、福祉（大分類P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85） 7 次のサービス業等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となるもの (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの） (3) 芸ぎ業（細分類8094に含まれるもの）及び芸ぎ斡旋業 (4) 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの） (5) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。細分類7291に含まれるもの） (6) 集金業又は取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。細分類9299に含まれるもの） (7) 運転代行業、易断所、観相業及び相場案内業（細分類7999に含まれるもの） (8) 宗教（中分類94に含まれるもの） (9) 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）
-----------	---

1-3 長浜市創業支援シェアオフィス入居補助金

長浜バイオインキュベーションセンター内のシェアオフィスを利用する創業者、小規模事業者に対して利用料の一部を助成します。

(起業とは、平成25年4月1日以降に長浜市内に事業拠点を設置し、新たに事業を開始したことを示します。)

補助対象者	以下のすべてに該当する方 ① 起業後、長浜バイオインキュベーションセンター内のシェアオフィスを利用する方 ② 市税及び国民健康保険料を完納している方（長浜市の完納証明書の提出が必要です） ③ 長浜市内に住所がある方
補助金額	○補助金額 月額800円/㎡ ○補助期間 初めて利用を開始した月から18か月間
備考	シェアオフィスの利用申し込みは、一般社団法人バイオビジネス創出研究会へ（電話：0749-65-8808）

1-4 長浜市バイオインキュベーションセンター入居者補助金

長浜バイオインキュベーションセンターに入居する方に入居料等の一部を助成します。

補助対象者	以下のすべてに該当する方 ① 研究開発型企業向け研究施設への入居を許可された方のうち、中小企業者または創業者であること ② 研究施設の入居料を払っている方。 ③ 市税及び国民健康保険料を完納している方（長浜市の完納証明書の提出が必要です） ④ 地域の産業の振興及び雇用の確保に貢献する事業を行う者であること。
補助金額	月額545円/㎡（ただし入居開始後18か月を経過するまでは月額1,090円/㎡）
補助期間	退所月まで（最大 入所月から126か月目まで）

2-1 ながはまグローバルカルチャレンジ応援事業補助金

長浜の多様な地域資源を生かした新商品の開発や販路開拓（A 地域資源活用事業）や、長浜サイエンスパークとの連携による事業化への取り組み（B バイオ技術等連携事業）に対して、経費の一部を補助します。

補助対象者	市内に本社を有する中小企業者等、または市内に事業の拠点を有する中小企業者等
補助金額	○補助率 補助対象経費の2/3 ○限度額 A 地域資源活用事業：100万円、B バイオ技術等連携事業：200万円
スケジュール	4月上旬 補助金に関する説明会の開催 → 4月中旬 応募開始 5月中旬 審査会の開催（応募者によるプレゼンテーション） 6月頃 事業採択結果通知 → 2月末 事業完了 → 3月 事業実績報告

3-1 地域未来投資促進法に基づく設備投資等に対する支援

地域の特性を活かした新しい事業の展開等に取り組みられる事業者への支援です。

補助条件	以下のすべてに該当する事業 ① 地域の特性を活用した事業であること ② 高い付加価値を創出する事業であること ③ 地域の事業者に相当の経済的効果の波及が見込まれる事業であること
補助対象	上記を満たす地域経済牽引事業計画を作成し、滋賀県知事の承認を得た事業者
補助金額	○税制による支援措置（適用期限：令和3年3月31日まで） 機械・装置等 特別償却 40% 税控除額 4% 建物・付属設備・構築物 特別償却 20% 税控除額 2% ○承認事業計画で定めた家屋・構築物・土地に係る固定資産税の税率軽減 1年目：0.7/100 2年目 1.05/100 3年目：1.225/100（通常：1.4/100）
備考	商工振興課または滋賀県企業誘致推進室（077-528-3792）へご相談ください。

3-2 長浜市企業立地助成制度

①6次産業化施設等立地助成金

小谷城スマートインターチェンジ周辺の「地域産業誘導地区」に6次産業化施設等を新增設し、事業を開始する事業者に対して、設備投資にかかる経費の一部を助成します。

補助対象	以下のすべてに該当する指定事業者 ○対象地区：小谷城スマートインターチェンジ周辺の「地域産業誘導地区」又は市長が認める隣接地 ○事業面積：植物工場、加工施設、物販飲食施設・・・1,000㎡以上 試験研究施設・・・200㎡以上 ○常用雇用者：植物工場、加工施設、物販飲食施設・・・10人以上 試験研究施設・・・5人以上 ○設備投資額：大企業 植物工場、加工施設、物販飲食施設・・・3億円以上 試験研究施設・・・1億円以上 中小企業 植物工場、加工施設、物販飲食施設・・・1億円以上 試験研究施設・・・3,000万円以上
指定要件	造成済の場合は取得後3年以内、未造成の場合は取得後5年以内に事業を開始すること
対象経費	事業用地、家屋及び償却資産の取得、造成に要した設備投資にかかる経費
助成率	○対象経費の1/2以内 ○限度額 2億円（1事業者につき、1回限り）
申請先	①のみ農林政策課へご申請ください。※②③④は商工振興課にご申請ください。

②工場等の設置に対する奨励金

市内に工場等を新增設された事業者に対して、賦課された固定資産税の一部または全部を助成します。

助成対象者	試験研究施設以外	雇用者が5人以上 長浜市との環境保全協定の締結	
	※右の要件をすべて満たす事業者	投下固定資産額	製造業・博物館：1億円以上
			情報通信・自然科学研究所：5千万円以上
	固定資産の種類	土地・家屋・償却資産のいずれかを所有すること	
助成対象者	試験研究施設	試験研修施設であること 長浜市との環境保全協定の締結	
	※右の要件をすべて満たす事業者	投下固定資産額	製造業・博物館：1億円以上
			情報通信・自然科学研究所：5千万円以上
	固定資産の種類	土地・家屋・償却資産のいずれかを所有すること	
助成率	○試験研究施設以外の対象固定資産税（上限あり） 製造業、情報通信業：1年目100%、2年目75%、3年目50% サイエンスパーク立地、中心市街地活性化地区立地：1～4年目100% ○試験研究施設の対象固定資産税（上限あり） 1～4年目100%		

③公的インキュベーションセンターからの移転促進に関する奨励金

公的インキュベーションセンター施設から移転して、市内に工場等を賃借する事業者に対して、事業所の賃借料の一部を助成します。

助成対象者	次のどちらかに該当する事業所 ●他の公的インキュベーション施設の入居事業者であること ●長浜バイオインキュベーションセンター入居者で市内に実証施設を設置する者		
助成金額	○助成額	月額700円/㎡	
	○限度額	30万円/年	
補助期間	3年間		

④雇用の増加に対する奨励金

上記②③のどちらかの助成金を受ける事業者に対して、新規常用雇用者数に応じた額を助成します。

助成対象者	●上記②③のどちらかの助成金を受ける事業者 ●②は立地後3年間、③は移転後4年間は常用雇用者が市内に居住し、新たに増加した人数が5人以上であること。		
助成金額	○助成額	10万円/人	
	○限度人数	100人	

3-3 長浜市本社機能移転促進助成金

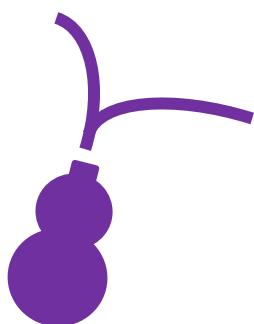
本社機能を有する事務所、工場又は事業所を市内に移転しようとする者に対して、上記の企業立地促進助成に加え、以下の項目について助成します。

助成対象者	対象地域	首都圏、中部圏、近畿圏の特定区域から長浜市に本社機能を有する事務所、工場または事業所を移転するもの		
	投下固定資産額	大企業：5億円以上 中小企業：5千万円以上		
	雇用条件	操業開始時に新たに増加する長浜市に住民登録のある常用雇用者数：5人以上		
	協定要件	本誌との環境保全協定を締結すること		
	対象期間	平成28年1月2日から令和5年12月31日までの間に本社事務所等を新増設し、操業を開始すること		
助成内容	助成項目	助成額	限度額	期間
	雇用者用住居立地助成金	対象固定資産税（家屋）100%	年額600万円	3年間
	雇用者用住居賃借料助成金	入居雇用者1名につき月額5,000円	年額600万円	3年間
	本社事業者等賃貸料助成金	床面積1㎡につき月額500円	年額600万円	5年間
	本社事業所等雇用促進助成金	増加雇用者1名につき20万円	2,000万円	1回限り
	引越助成金	長浜市に住民登録をした雇用者1名につき5万円	500万円	1回限り
	融雪装置設置費助成金	施工に要した額の50%	2,000万円	1回限り

3-4 長浜市中小企業設備投資等促進事業補助金

中小企業者の事業の拡大または高度化のための設備投資に対して支援し、固定資産税相当額を3年間助成します。

補助対象者	以下のすべてに該当する方中小企業者 ① 設備の取得額が1,000万円以上であること ② 長浜市の企業立地関連助成金の交付を受けていないこと ③ 過去に指定を受けていないこと
補助金額	令和4年（2022年）12月31日までに工場等の生産向上のために取得した機械設備等に係る固定資産税（3年間） ○補助率 1年目100%、2年目75%、3年目50%



3-5 生産性向上特別措置法に基づく中小企業の設備投資の固定資産税の特例

中小企業の生産性革命の実現を目指すため、年3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた新規設備投資の特例を実施します。

補助対象者	中小企業基本法上の中小企業者。ただし、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）で、年率3%以上の労働を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた新規設備投資（償却資産、事業用家屋、構築物）が対象となります。
補助金額	対象の新規取得設備の固定資産税が、3年間0円に軽減されます。
備考	設備等導入計画を作成の上、必要書類を整えてお申し込みください。 申請にあたっては、認定支援機関（商工会議所、商工会、金融機関等）の確認書と、工業会証明書が必要です。（終了時期：令和5年3月31日）

3-6 長浜市小規模企業者小口簡易資金融資制度

小規模事業者の方に、無担保・無保証人で資金調達の機械を提供します。

融資対象者	常時使用する従業員が20人以内（商業・サービス業は5人。ただしサービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）で、融資申込み額を含めて保証協会の保証債務残高が2,000万円以内の法人及び個人。
融資内容	○融資限度額：2,000万円 ※既存の保証協会保証付き融資残高を含む ○融資利率：年1.5% ○信用保証料率：年0.5%～1.2% ○融資期間：設備資金 7年以内、運転資金5年以内 ○担保・保証人：担保・無保証人（保証協会の保証付き） 法人の場合はその代表者が保証人となる
申請先	商工会議所、各商工会へお申し込みください（所定様式、必要書類あり）

4-1 長浜市中小企業退職金共済制度等掛金補助金

中小企業退職金共済契約又は特定退職金共済契約を締結した中小企業者に対して、掛金の一部を補助します。

補助対象者	以下のすべてに該当する方 ① 市内に主たる事業所を有する法人または個人の事業者 ② 従業員を被共済者とする共済契約（中小企業退職金共済契約又は特定退職金共済契約）を初めて締結した方 ③ 中小企業基本法による中小企業者
補助金額	1人あたり「月額掛金※12か月×20%」 ※1人あたりの月額掛金が4,000円を超える場合は、4,000円を限度とする。 ○対象期間 初めて掛金を納付すべき月から12か月

4-2 長浜市事業所内託児所補助金

従業員の方が子どもと一緒に通勤でき、保育先や勤務時間を心配せずに安心して仕事が続けられるよう、事業所内に設置されている保育施設に対しての運営補助を行います。

補助対象者	市内に主たる事業所を有し、現に事業を営んでいる事業者であること。
補助金額	○人件費：保育士1人につき月額40,000円 ・保育士の数 入所者の数が10人以下の場合：1人 入所者の数が10人以上の場合：入所者の数が10人までごとに1人加算 ・入所者の数 当該月における入所者の延べ人数。ただし、同一入所者は1人と算定する。 ○教材費：入所者1人につき月額1,000円

5-1 長浜市にぎわいの街づくり推進事業補助金

商店街ににぎわいと楽しさを創出し、商店街を市民の快適な生活空間とするため、地域消費者とのふれあいを深める事業を実施する団体に対して、一部を助成します。

補助対象者	下記の催事を行う商店街組織等（振興組合、任意団体） ・地域消費者の意向を反映した消費者参加型のイベント ・他の地域にない本市の文化及び資源を活用したイベント
補助金額	○補助率：対象経費の1/2 ○限度額：100万円 ※年度内の補助金上限がありますので、お早めにお問合せください。
備考	「長浜市住民まちづくり事業審査会」の審査を受け、採択されることが必要です。 【採択スケジュール】 ※予算状況によって2回目の募集がない場合もあります。 4月 事業募集（1回目）→ 5月 審査会 → 6月 事業採択、事業決定、事業開始 ※2回目以降の募集スケジュールについては、別途に広報ながはま、ホームページにてお知らせします。

5-2 長浜市伝統的街並み景観形成事業補助金

伝統的な建築様式の建物を保存・活用し、魅力ある街並みを形成することで、まちなかににぎわいを創出する事業に必要な経費の一部を助成します。

補助対象者	特定景観形成重点区域等指定区域における家屋の所有者またはテナント（家屋を使用する権限を有する方）※年度内の補助金上限がありますので、お早めにお問合せください。			
補助金額	事業名	補助率	補助限度額	備考
	商業観光推進ファサード整備事業	1/2	150万円 (※200万円)	※魅力ある夜景を創出する場合は追加できる
	伝統的町家ファサード整備事業	1/2	200万円	
備考	<p>「長浜市住民まちづくり事業審査会」の審査を受け、採択されることが必要です。</p> <p>【採択スケジュール】 ※予算状況によって2回目の募集がない場合もあります。</p> <p>4月 事業募集（1回目）→ 5月 審査会 → 6月 事業採択、事業決定、事業開始</p> <p>※2回目以降の募集スケジュールについては、別途に広報ながはま、ホームページにてお知らせします。</p>			

5-3 長浜市美しい観光地づくり推進事業補助金

現在ある観光資源の活用を図るため、整備して新たな景観と環境を創出しようとする者に対し、博物館都市構想の理念に基づく個性及び課題性のある事業に必要な経費の一部を助成します。

補助対象者	<p>次のいずれかに該当する団体とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会その他地区のまちづくり活動を主たる目的とする団体 ・観光資源を守り活用する目的をもって5人以上の構成員により組織され、規約等を整備している団体
補助金額	<p>○補助率：対象経費の1/2</p> <p>○限度額：200万円</p> <p>※総事業費100万円以上の事業に限ります。</p> <p>※年度内の補助金上限がありますので、お早めにお問合せください。</p>
備考	<p>「長浜市住民まちづくり事業審査会」の審査を受け、採択されることが必要です。</p> <p>【採択スケジュール】 ※予算状況によって2回目募集がない場合もあります。</p> <p>4月 事業募集 → 5月 審査会 → 6月 事業採択、事業決定、事業開始</p> <p>詳しくは、観光振興課におたずねください。</p>

長浜市のキラリと輝く 産業支援制度 令和3年度版

お問合せ先

長浜市	〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地 ●産業観光部 商工振興課 TEL 0749-65-8766 観光振興課 TEL 0749-65-6521 農林政策課 TEL 0749-65-6520
支援機関	〒526-0037 長浜市高田町 12 番 34 号 ●長浜商工会議所 TEL 0749-62-2500 ●長浜ビジネスサポート協議会 TEL 0749-53-2770 〈長浜ビジネスサポートセンター〉 〒529-0341 長浜市湖北町速水 2745 番地 ●長浜市商工会 TEL 0749-78-2121 〒529-0829 長浜市田村長 1281 番地 8 ●長浜バイオインキュベーションセンター TEL 0749-65-8808

